

香取市地域福祉活動計画

平成25年度～平成30年度

(2013年度～2018年度)



平成25年3月

社会福祉法人香取市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展と「向こう三軒両隣」といった地域における結びつきや関わりが希薄化する中で、地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、福祉ニーズは多様化し複雑化しています。

このような中において、社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」として位置づけられている社会福祉協議会は、住民参加型の福祉活動を基本とし、地区社会福祉協議会・ボランティアをはじめ多くの社会福祉関係団体の参加・協力のもと地域福祉の推進に取り組んでいます。

平成18年4月の1市3町の合併により新たに発足した香取市社会福祉協議会も8年目を迎えようとしており、この間では平成23年3月11日に発生した東日本大震災で香取市においても電気・水道・交通といったライフラインに甚大な被害を受け、市民生活に大きな影響がありました。しかしながら、この震災を契機として地域における住民相互の「助けあい」「支えあい」といった地域福祉の原点の取り組みが見直されつつあります。

平成23年度末に香取市において「香取市地域福祉計画」を含めた香取市総合保健福祉計画が策定され、本市における地域福祉の方向性が示されたところであり、本会ではこれを受けて、地域福祉を担う中核的な団体の行動計画として『香取市地域福祉活動計画』を策定したものです。

本計画では“支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市”を基本目標として4つの重点目標を掲げており、本会では平成25年度から平成30年度までの6ヶ年この計画に基づき、掲げた重点目標を達成するために、子どもから高齢者・障害の有無にかかわらず人と人との「心のつながり」を大切にしたい取り組みを展開し、社会福祉関係団体はもとより様々な方々と手を携えながら、役職員一丸となり地域福祉の推進にまい進していく所存です。

市民のみなさまには、今後とも香取市社会福祉協議会に対しましてより一層のご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました香取市地域福祉活動計画策定委員のみなさまをはじめ、説明会等において貴重なご意見を頂戴したみなさま、そして多くの社会福祉関係団体のみなさまに対しまして、心から御礼申し上げます。



平成25年3月
社会福祉法人香取市社会福祉協議会
会 長 亀 谷 秀 夫

目 次

○計画の概要	4
○社会福祉協議会とは	7
○香取市の概要	8

本 編

○基本目標・重点目標	14
Ⅰ. 支えあいのまちづくりの推進	15
Ⅱ. 安全に暮らせるまちづくりの推進	22
Ⅲ. 地域を担う人材の育成	26
Ⅳ. 市民に顔が見える取り組み	33

資 料 編

○香取市社会福祉協議会実施事務事業一覧	41
○地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	44
○香取市地域福祉活動計画策定委員名簿	46
○計画策定の経過	47

○計画の概要

◆地域福祉活動計画とは

香取市においても少子高齢化の急速な進展による家族機能の変化、地域における近隣住民との希薄化など、地域社会が変化する中において、公的福祉サービスの充実と共に、住民が参加し自らが取り組むことによる地域福祉の更なる推進が必要となっています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として規定されている社会福祉協議会が住民や地域の様々な関係機関・団体と共に行動しながら地域福祉を計画的に推進する計画です。

◆地域福祉活動計画策定の意義

「福祉」という言葉に使われている「福」「祉」という字はどちらも「幸せ・幸福」という意味があります。つまり「地域福祉」とは、その字が表すとおり「地域」における住民の「福祉」を高めようとすることです。

人は一人で生きているわけではなく、みんなで互いに支えあい助けあいながら地域で生活しています。このような支えあい、助けあいの考えを「共助（きょうじょ）」といいます。

共助の考えに基づく支えあい・助けあいは古くから我が国において家族や近所で自然と行われてきたことでした。しかし戦後経済が急速に発展し、核家族化の進展や都市部への人口集中が進んで「向こう三軒両隣」といった地域のつながりが薄れてきました。

近年、本市においても少子高齢化が急速に進んでおり「支えられる人」が増える一方で、「支える人」が次第に減ってきています。そして、若い世代が都市部に出ていくことによって、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみで生活している世帯もますます増えていくと考えられ、前にも増して「地域」で支えることの重要性が高まっています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では香取市においても公共施設や上下水道等のライフラインに甚大な被害を受け、市民生活に大きな影響がありました。しかしながらこの震災をきっかけとして地域のつながりや支えあい、助けあいといった地域福祉の本来の形を取り戻そうという取り組みも始められています。

今後さらに少子高齢化が進む中でも地域の中で住民同士が相互に『支えあいながら幸せに暮らせる』ことができるよう、共通の目標をもって、同じ方向に向けて活動を進めること目的として「香取市地域福祉活動計画」を策定しました。

◆計画の期間

香取市においては地域福祉の方向性を示した香取市地域福祉計画が平成23年度に策定されました。この計画の実施期間は、上位計画である香取市総合計画が満了となる平成29年度までとなっています。

香取市社会福祉協議会が策定する「香取市地域福祉活動計画」は香取市地域福祉計画のほか市が策定する様々な計画と緊密な連携を図るため、平成25年度から平成30年度までの6ヶ年とし随時評価・見直しを進めていきます。

また、計画を効果的に推進するため平成25年度から平成27年度までの前期と平成28年度から平成30年度までの後期に分けて取り組んでいきます。

年度	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019
地域福祉活動計画	策定	前期実施			後期実施			次期計画
地域福祉計画 【香取市】	実施						次期計画	実施

◆意見の聴取について

本計画の策定にあたっては「香取市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、委員会において審議し意見を取りまとめました。また、社会福祉関係団体等が開催する会議等での説明会やパブリックコメントを実施し広く市民の皆様からご意見を伺いました。

なお、パブリックコメントを平成24年11月15日から12月14日まで実施し、1団体から1件のご意見をいただきました。意見は策定委員会へ報告し、可能な限り計画に反映するとともに、社会福祉協議会が実践する今後の地域福祉活動の参考にさせていただきます。

パブリックコメントの実施状況

実施期間	意見数	
平成24年11月15日～12月14日	1団体	1件

説明会の実施状況

団体・会議等名称	実施日	場所	人数
地区民生委員児童委員協議会	平成24年7月～10月	各地区	94人
地区社会福祉協議会	平成24年8月～10月	各地区	76人
地区社協活動推進連絡会 (地区社協会長会議)	平成24年9月18日	小見川社会福祉センター	20人
香取市ボランティア連絡協議会 運営委員会	平成24年12月13日	栗源保健センター	7人

○社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人格をもった地域福祉を推進する団体で、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。

市区町村・都道府県・全国と段階的に設置され、それぞれが独立した法人として組織されています。略して『社協（しゃきょう）』と呼んでいます。

香取市社会福祉協議会は平成18年4月に佐原市・香取郡小見川町・香取郡山田町・香取郡栗源町の1市3町の社会福祉協議会が合併して発足しました。

社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日法律 45号

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



社会福祉協議会の全国共通のシンボルマーク

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取り合つて、明るい幸せな社会を構築する姿」を表しています。

【昭和47年6月全国社会福祉協議会において制定】

○香取市の概要

香取市は平成18年3月27日に佐原市・香取郡小見川町・香取郡山田町・香取郡栗源町が合併してできた市で、千葉県の北東部に位置し、東京から70km圏、千葉市から50km圏、成田国際空港から15km圏にあり、北は利根川を越えて茨城県（稲敷市、潮来市、神栖市）、西は成田市、香取郡神崎町、東は香取郡東庄町、南は旭市、匝瑳市、香取郡多古町に接しています。

市域は、東西約21.2km、南北約22.7km、面積は262.31km²で、千葉県で第4位の面積を持つ市です。



出典：香取市ホームページ

■人口の推移

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
総人口	87,837人	86,654人	85,840人	85,069人	84,317人

出典：香取市地域福祉計画

■年齢階層別人口の実績と推計（単位：人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
総人口	84,630	83,632	82,634	81,636	80,632	79,528	78,424
40歳未満	31,120	30,173	29,226	28,279	27,329	26,587	25,845
40歳～64歳	29,952	29,405	28,858	28,311	27,762	27,189	26,616
高齢者全体	23,558	24,054	24,550	25,046	25,541	25,742	25,963
前期高齢者	11,303	11,654	12,005	12,356	12,707	12,866	13,025
後期高齢者	12,255	12,400	12,545	12,690	12,834	12,886	12,938
高齢化率	27.8%	28.8%	29.7%	30.7%	31.7%	32.4%	33.1%

出典：香取市地域福祉計画

■世帯の状況（単位：世帯）

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
一般世帯数	24,505	25,993	26,731	27,184	29,414
高齢者(65歳以上)のいる世帯数	10,260	11,849	12,998	14,026	14,915
(一般世帯数に占める割合)	41.9%	45.6%	48.6%	51.6%	50.7%
65歳以上高齢単身世帯数	797	1,025	1,333	1,725	2,228
(高齢者世帯数に占める割合)	7.8%	8.7%	10.3%	12.3%	14.9%
高齢夫婦世帯数	877	1,264	1,732	2,262	2,761
(高齢者世帯数に占める割合)	8.5%	10.7%	13.3%	16.1%	18.5%

出典：香取市地域福祉計画

■出生数・合計特殊出生率の推移

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
出生数	553人	517人	551人	548人	497人
合計特殊出生率	1.21	1.09	1.31	1.27	1.30
(参考)千葉県	1.23	1.25	1.29	1.31	1.32
(参考)全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

出典：香取市地域福祉計画

■身体障害者：身体障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
手帳所持者数	2,646人	2,668人	2,703人	2,701人	2,749人
対総人口比	3.0%	3.1%	3.1%	3.2%	3.3%

出典：香取市第2次障害者基本計画・第3次障害福祉計画

■知的障害者：療育手帳所持者数（各年3月31日現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
手帳所持者数	433人	445人	458人	487人	507人
対総人口比	0.49%	0.51%	0.53%	0.57%	0.60%

出典：香取市第2次障害者基本計画・第3次障害福祉計画

■精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
手帳所持者数	144人	145人	170人	186人	215人
対総人口比	0.16%	0.17%	0.20%	0.22%	0.25%

出典：香取市第2次障害者基本計画・第3次障害福祉計画

■地区社会福祉協議会（地区社協）設置状況（平成24年4月1日現在）

地区社協名	設置範囲	地区社協名	設置範囲
香取	香取地区	小見川西	小見川西小学校区
香西	香西地区	小見川南	小見川南小学校区
東大戸	東大戸地区	小見川北	小見川北小学校区
瑞穂	瑞穂地区	八都小学区	八都小学校区
津宮	津宮地区	八都第二小学区	八都第二小学校区
大倉	大倉地区	府馬小学区	府馬小学校区
新島	新島地区	山倉小学区	山倉小学校区
新宿	佐原・新宿地区	第一山倉小学区	第一山倉小学校区
本宿	佐原・本宿地区	栗源	旧栗源小学区
北佐原	北佐原地区	高萩	旧高萩小学区
小見川中央	小見川中央小学校区	沢	旧沢小学区
小見川東	小見川東小学校区		

■香取市ボランティア連絡協議会加盟ボランティア数（各年度末現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
団 体 数	97 団体	89 団体	87 団体	91 団体	91 団体	89 団体
ボランティア登録のべ人数	2,038 人	1,808 人	1,888 人	2,055 人	2,055 人	1,956 人
(うち個人ボランティア人数)	93 人	40 人	63 人	63 人	63 人	58 人

本

編

基本目標

支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市

香取市地域福祉活動計画の基本目標を「支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市」とし、この目標達成のため各種施策を実施していきます。

重点目標

基本目標を達成するために4つの重点目標を定め、事業を展開していきます。

I. 支えあいのまちづくりの推進

- 1 地域の福祉力の強化
- 2 福祉関係団体に対する活動の支援

II. 安全に暮らせるまちづくりの推進

- 1 災害時における体制の整備
- 2 香取市及び関係機関・団体との協力体制の構築

III. 地域を担う人材の育成

- 1 福祉教育の充実
- 2 ボランティアセンター機能の充実
- 3 各種講座・講習会を開催し地域福祉の担い手を育成

IV. 市民に顔が見える取り組み

- 1 相談機能の充実
- 2 会員制度・寄付制度の充実
- 3 広報啓発活動の充実

I. 支えあいのまちづくりの推進

1 地域の福祉力の強化

- (1) ①地区社会福祉協議会（地区社協）や②ボランティア団体の活動拠点の設置、整備を支援します。
- (2) 地区社会福祉協議会におけるマンパワーを確保します。
- (3) 地区社会福祉協議会への助成金の見直しを行います。
- (4) 自治会（区・町内会）における福祉力を強化するための活動を支援します。
- (5) 子どもたちが安全で安心して遊べる環境を整備します。

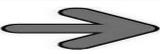
2 福祉関係団体に対する活動の支援

- (1) 寄附金等の積み立てによる香取市地域ぐるみ福祉振興基金を有効かつ安全な方法で運用し、その果実をもって地域福祉活動を推進する団体の活動を支援します。
- (2) 社会福祉関係団体への助成金を見直します。
- (3) ボランティア団体への助成金を見直します。
- (4) 社会福祉関係団体の自主運営への移行を促します。



目 標	I-1 地域の福祉力の強化					
内 容	(1)-①地区社会福祉協議会の活動拠点の整備に向けた支援					
現 状	<p>合併前の1市3町の社会福祉協議会において地域に設置された地区社会福祉協議会（地区社協）が23あります。</p> <p>地区社協における事務局の多くが規約の中で会長宅に設置しており、その他の地区社協については地区内の社会福祉施設や小学校等に設置し、活動拠点として利用しています。</p> <p>今後実施される地区内の学校の統廃合や、当該社会福祉施設の状況等により活動拠点としての確保が困難になってくるおそれがあります。</p>					
計 画	<p>地区社協の活動拠点として公共施設の空きスペースや学校の空き教室、公民館等を利用できるよう市担当課と協議を行います。</p> <p>拠点を整備することにより地区社協活動の活性化を図り、更なる自立を促します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・検討			整備		

目 標	I-1 地域の福祉力の強化					
内 容	(1)-②ボランティア団体の活動拠点の整備に向けた支援					
現 状	<p>ボランティア（団体）はそれぞれが独自性をもって地域福祉活動を実践しています。</p> <p>会議や研修等を行うときは公民館や会員宅を利用していますが、市内の公共施設の数や開設時間に限度があるため、活動の場を十分に確保できていません。</p> <p>地域福祉の重要な担い手であるボランティア団体に対する活動拠点の確保・環境整備を進める必要があります。</p>					
計 画	<p>ボランティアの活動拠点として公共施設の空きスペースや学校の空き教室等を活動の場として利用できるよう市担当課と協議を行います。</p> <p>活動の場を確保することによりボランティア（団体）における地域福祉活動の活性化を促します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・検討			整備		

目 標	I-1 地域の福祉力の強化						
内 容	(2) 地区社会福祉協議会におけるマンパワーの確保						
現 状	<p>地区社会福祉協議会（地区社協）は、佐原地区の旧町村単位に10地区、小見川地区・山田地区は小学校区単位に5地区ずつ、栗源地区は旧小学校区単位に3地区設置されています。</p> <p>少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における活動の担い手が不足し、活動や行事の開催が困難になりつつあります。</p> <p>本市においては少子化が進行し、平成22年7月に香取市教育委員会において「香取市学校等適正配置計画実施プラン」が策定され、地域における核となる学校が統廃合され学区が再編されます。</p> <p>地区社協は小学校区単位に設置されているものが多く、地域に密着した活動がされていますが、高齢化の進展に伴い地域の若年層が減少し、主体的に地域福祉活動を担うマンパワーの不足が懸念されます。</p> <p>【参考】 近隣市社協における地区社会福祉協議会設置状況</p>						
		銚子市	旭市	匝瑳市	成田市	佐倉市	四街道市
	地区社協数	13	16	12	16	14	6
	人 口	68,125	69,223	39,590	126,801	176,072	88,998
面 積	83.91	129.91	101.78	213.84	103.59	34.70	
	八街市	印西市	白井市	富里市	香取市		
地区社協数	9	6	7	8	23		
人 口	75,441	90,505	61,256	50,394	83,194	(単位：人)	
面 積	74.87	123.80	35.41	53.91	262.31	(単位：km ²)	
	<p>出典：人口・面積 各市ホームページ 銚子市、旭市、四街道市、香取市(平成24年4月1日現在)</p> <p>その他の市(平成24年3月31日現在)</p>						
計 画	<p>地域における人口が減少している中、継続的に活動を行うために、活動区域である小学校の統廃合及び学区の再編にあわせ、23地区の地区社協の自主的な統廃合により組織の強化を図り、地域を担うマンパワーを確保します。</p>						
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
	協議・検討						

目 標	I-1 地域の福祉力の強化					
内 容	(3) 地区社会福祉協議会への助成金の見直し					
現 状	<p>地区社会福祉協議会（地区社協）に対する助成金は、市社会福祉協議会からの助成金、香取市からの補助金（佐原地区の10地区を除く）、地区社協管内における一般会費の納入額の一部を還元しています。</p> <p>一般会費の納入額の還元については、地区社協管内の世帯数を基に算出しているため世帯数が少ない地区についてはその分還元額も少なくなります。</p> <p>○地区社会福祉協議会 23地区 7,596,357円 （平成23年度実績）</p>					
計 画	香取市からの補助金について要望を継続するとともに、現在の世帯数を基に算出する配分方法を見直し、活動内容による傾斜配分を検討する等、助成金額について見直しを図ることによって地区社協の活動の活性化を促します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	見直し	実施【完了】	—	—	—	—

目 標	I-1 地域の福祉力の強化					
内 容	(4) 自治会（区・町内会）及び住民自治協議会における福祉力強化のための支援					
現 状	<p>自治会（区・町内会）は本会一般会費の納入や千葉県共同募金会香取市支会が実施している共同募金運動への協力等をお願いし、また地区社会福祉協議会の構成員として参加していただいています。</p> <p>住民自治協議会（まちづくり協議会）については市内で立ち上げが進んでいますが直接的な関わりはまだありません。</p>					
計 画	住民に身近な組織である自治会（区・町内会）や、新たに立ち上げられている住民自治協議会（まちづくり協議会）に対する地域の福祉力の強化を支援するための新たな制度の創設を検討します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討・実施	周知	→	→	→	→



目 標	I-2 福祉関係団体に対する活動の支援					
内 容	(2) 社会福祉関係団体助成金の見直し					
現 状	<p>社会福祉関係団体へ助成金を交付し財政的な支援を行っていますが、助成金を交付している団体と交付していない団体があります。</p> <p>○助成金交付社会福祉関係団体 9団体 1,319,050円 (平成23年度実績)</p>					
計 画	社会福祉関係各団体と協議を行い、助成金の見直しを図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・検討			実施【完了】	—	—

目 標	I-2 福祉関係団体に対する活動の支援					
内 容	(3) ボランティア団体助成金の見直し					
現 状	<p>現在ボランティア団体へ助成金を交付し財政的な支援を行っていますが、助成金を交付している団体と交付していない団体があります。</p> <p>○助成金交付ボランティア団体 44団体 1,403,050円 (平成23年度実績)</p>					
計 画	新たに助成金交付要綱を制定し、ボランティア団体への助成金の見直しを図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	見直し	実施【完了】	—	—	—	—

目 標	I-2 福祉団体に対する活動の支援					
内 容	(4) 社会福祉関係団体の自主運営への移行					
現 状	<p>本会が事務局を担っている団体は下表のとおりです。</p> <p>香取市高齢者クラブ連合会は香取市よりの補助金により運営しています。</p> <p>香取地区老人クラブ連合会は香取市及び香取郡内3町の高齢者(老人)クラブにより組織されている団体で、当該団体からの委託金により運営しています。</p>					
	団 体 名			説 明		
	香取市高齢者クラブ連合会 香取市高齢者クラブ連合会各支部			市内の高齢者クラブを統括する団体 親睦事業や研修会、各種大会を開催 下部組織として合併前の旧市町単位で活動 する支部がある		
	香取地区老人クラブ連合会			香取市及び香取郡内3町の高齢者(老人)ク ラブ連合会による団体		
計 画	<p>高齢者クラブ(老人クラブ)連合会の事務局については近隣市の多くが、自主運営または行政が事務局を担っており、社会福祉協議会が事務局を担っている連合会は少数です。</p> <p>各支部は合併前の旧市町ごとの単位で活動しており、自主運営に向けて各支部及び市担当課と協議を行います。</p> <p>香取地区老人クラブ連合会については自主運営を柱として郡内において協議を行います。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議					移行【完了】

Ⅱ. 安全に暮らせるまちづくりの推進

1 災害時における体制の整備

- (1) 大規模災害発生時等に職員が迅速に的確な対応ができるよう「(仮称) 災害時職員対応マニュアル」を作成し全職員に周知します。
- (2) 災害時における災害ボランティアセンターの設置場所や運営方法について香取市と協議し、迅速に対応できるようにします。
- (3) 災害時に必要に応じた災害ボランティアセンターの迅速な設置と被災状況に合わせた運営ができるよう「(仮称) 災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を策定します。

2 香取市及び関係団体との協力体制を構築

- (1) 香取市との協力体制を再構築します。
- (2) 社会福祉関係団体及び機関との協力体制を構築します。
- (3) 社会福祉関係団体以外との協力体制を構築します。



自助 共助 公助

目 標	Ⅱ－１ 災害時における体制の整備					
内 容	(1)「(仮称) 災害時職員対応マニュアル」の作成					
現 状	平成23年3月11日に発生した東日本大震災はだれもが経験したことの無い未曾有の大災害であったため、職員が迅速に対応することが困難であり、十分に対応しきれなかった面がありました。					
計 画	大規模災害が発生した際に職員が迅速かつ的確に対応できるよう「(仮称) 災害時職員対応マニュアル」を策定し全職員に周知します。 策定された対応マニュアルについては社会情勢・各種施策等を考慮し随時見直しを図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	策定	活用・見直し	➡	➡	➡	➡

目 標	Ⅱ－１ 災害時における体制の整備					
内 容	(2) 災害時における災害ボランティアの拠点の整備					
現 状	本所事務所の建物は本会の財産となっており、支所は市の公共施設の一部を事務所として借用しています。 いずれの施設も災害時においてボランティアの拠点としては十分ではありません。					
計 画	災害時における災害ボランティアセンターの設置場所や活動拠点となる場所を市担当課と協議を行います。 また、地域防災計画等の見直しより設置場所についても見直しを図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・設定	見直し	➡	➡	➡	➡



目 標	Ⅱ－１ 災害時における体制の整備					
内 容	(3)「(仮称)香取市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の策定					
現 状	香取市において策定されている地域防災計画には大規模災害等が発生した際の社会福祉協議会の役割や災害ボランティアセンターの設置(場所・運営方法など)について明確な記載がありません。					
計 画	<p>災害が発生時した際の社会福祉協議会の役割や、必要に応じ災害ボランティアセンターを設置できるように設置場所や運営方法について市担当課と協議します。</p> <p>的確な災害ボランティアセンターの運営が出来るように「(仮称)香取市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の策定を進めます。</p> <p>策定された運営マニュアルについては社会情勢や市の地域防災計画等の見直しにあわせ随時見直しを図ります。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	策定	活用・見直し				

目 標	Ⅱ－２ 香取市及び関係団体との協力体制の構築					
内 容	(1)香取市との協力体制を再構築します。					
現 状	香取市とは各種計画や関係会議の委員としての関わりや、社会福祉関係団体への支援、業務の委託など様々な事業を通じて密接な関係にありますが、東日本大震災を契機として更なる協力体制の構築を進める必要があります。					
計 画	災害等の非常時における対応を含めた日頃からの協力体制について、市担当課と協議を行います。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議					

目 標	Ⅱ－２ 香取市及び関係団体との協力体制の構築					
内 容	(２) 社会福祉関係団体及び機関との協力体制を構築します。					
現 状	民生委員児童委員や母子福祉協力員等といった社会福祉関係団体や各種機関との協力体制は十分ではありません。 東日本大震災等を契機として協力体制の構築を進める必要があります。					
計 画	災害等の非常時において連携しながら必要な協力を得られるよう、日頃から市内の各種団体との協力体制を構築します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議	➡	➡	➡	➡	➡

目 標	Ⅱ－２ 香取市及び関係団体との協力体制の構築					
内 容	(３) 社会福祉関係団体以外との協力体制を構築します。					
現 状	新たに発足した住民自治協議会（まちづくり協議会）や商工業関係者等といった社会福祉関係者以外との協力体制は十分ではありません。 東日本大震災等を契機として協力体制の構築を進める必要があります。					
計 画	災害等の非常時において連携しながら必要な協力を得られるよう、日頃から市内の各種団体との協力体制を構築します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議	➡	➡	➡	➡	➡



Ⅲ. 地域を担う人材の育成

1 次代の地域福祉を担う人材を育成するため、学校等における福祉教育への協力

- (1) 福祉教育授業に協力します。
- (2) 福祉教育活動を実践する学校を支援するため助成制度の創設を検討します。
- (3) 福祉教育活動を支援するため福祉教育用具の整備・充実を図ります。
- (4) 学生向けの福祉体験講座の開催を検討します。

2 市民からのボランティアニーズに対応するためボランティアセンター機能の充実

- (1) 香取市ボランティア連絡協議会の充実
- (2) 市民からのボランティアニーズに迅速に柔軟に対応できるよう、本所・支所間で情報を共有できるようシステムを構築します。
- (3) 様々なボランティア情報を広報紙やホームページなどを利用し発信します。
- (4) 社会福祉施設の協力を得て、施設でのボランティア活動を推進します。

3 市民を対象とした各種講座・講習会の開催

- (1) 専門ボランティア養成講座「初級手話講習会」を継続して実施します。
- (2) その他の専門ボランティア養成講座の開催を検討します。
- (3) 地域福祉の担い手を養成します。



目 標	Ⅲ－１ 福祉教育への協力					
内 容	(１) 福祉教育授業への協力					
現 状	総合的な学習の時間等を利用し福祉教育を実践する学校が増えており、学校からの依頼により社協職員や障害をお持ちの方（当事者）、その支援者等を講師として派遣しています。					
計 画	職員の質を向上するとともに講師として依頼する方々の協力体制を整備します。学校への広報・PR活動を行い、開催校の増加を目指します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	体制整備					

目 標	Ⅲ－１ 福祉教育への協力					
内 容	(２) 福祉教育実践校への取り組み支援					
現 状	福祉教育を実践する学校に対する財政的な支援は、一部の学校を除き行っていません。					
計 画	福祉教育を実践する実践校の規模や取り組み状況に応じて、福祉教育に係る経費の一部助成を検討します。 学校への広報・PR活動を行い、制度の周知を図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	実施・周知					

目 標	Ⅲ－１ 福祉教育への協力					
内 容	(3) 福祉教育用資材の整備					
現 状	福祉教育用資材として車イスや高齢者疑似体験セット等の貸し出しを行い、学校における福祉教育に協力しています。					
計 画	貸し出し資材の適正な管理につとめ、様々なニーズに対応できるよう福祉教育用貸し出し資材の拡充を検討します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討・整備	➡	➡	拡充	➡	➡

目 標	Ⅲ－１ 福祉教育への協力					
内 容	(4) 市内在住・在学の学生向けの福祉体験講座の開催を検討します。					
現 状	一部の中学生を対象としたボランティア体験講座を開催しています。					
計 画	夏休みを利用した市内在住・在学の学生を対象のボランティア体験講座の開催を検討します。 市内の社会福祉施設に協力を依頼します。 学校を通じた学生への広報・PR活動を行い、制度の周知を図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・検討	➡	実施	➡	➡	➡



目 標	Ⅲ－２ ボランティアセンター機能の充実					
内 容	(1) 香取市ボランティア連絡協議会の充実					
現 状	<p>平成19年7月に市内のボランティア団体を統括する団体として、香取市ボランティア連絡協議会が発足しました。</p> <p>ボランティア団体はそれぞれの活動方針・目的に基づき自主的な活動をしているため、市民とボランティアまたはボランティア同士をつなぐ役割が必要であり、地域福祉活動の重要な担い手として本会がボランティア連絡協議会の事務局を担っています。</p>					
計 画	<p>ボランティア連絡協議会の組織の充実とボランティア登録の増加を図ります。</p> <p>ボランティア連絡協議会と協力し、新たなボランティアの育成を図ります。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	充実					

目 標	Ⅲ－２ ボランティアセンター機能の充実					
内 容	(2) 本所・支所におけるボランティア情報の共有					
現 状	<p>本所・支所において市民からのボランティアニーズに対応できるボランティア情報の共有が十分ではありません。</p>					
計 画	<p>市民からのボランティアニーズに迅速に柔軟に対応できるよう、ボランティア情報を共有できるシステムを構築します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討	実施				

目 標	Ⅲ-2 ボランティアセンター機能の充実					
内 容	(3) ボランティア情報の提供					
現 状	<p>広報紙「社協かとり」やホームページにおいてボランティア団体の紹介やボランティア情報を掲載していますが、十分な内容ではありません。</p>					
計 画	<p>広報紙やホームページのボランティア情報の掲載内容について充実を図ります。広く情報を提供できるよう職員間の情報の共有を図ります。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	充実	➡	➡	➡	➡	➡

目 標	Ⅲ-2 ボランティアセンター機能の充実					
内 容	(4) 社会福祉施設におけるボランティア活動の推進					
現 状	<p>本会ホームページに市内の社会福祉施設の協力を得て、当該施設におけるボランティア情報を掲載しています。</p> <p>掲載施設が少なく情報及び内容が十分ではありません。</p>					
計 画	<p>社会福祉施設における潜在的なボランティアニーズは高いと思われるため、積極的なボランティアの受け入れと体制の整備について働きかけを行います。</p> <p>ホームページにおける情報の掲載を継続します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	協議・検討	➡	働きかけ	➡	➡	➡



目 標	Ⅲ－３ 市民を対象とした各種講座・講習会の開催					
内 容	(1) 専門ボランティア養成講座「初級手話講習会」の継続開催					
現 状	専門ボランティア養成講座「初級手話講習会」を香取郡市ろうあ協会及び手話サークルの協力により開催し、専門的技術をもつボランティアの育成に取り組んでいます。					
計 画	「初級手話講習会」を継続して開催します。 開催方法等の検討を行います。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討	➡	実施	➡	➡	➡

目 標	Ⅲ－３ 市民を対象とした各種講座・講習会の開催					
内 容	(2) 専門ボランティア養成講座の開催の検討					
現 状	専門ボランティア養成講座「初級手話講習会」以外の専門ボランティアの養成は実施していません。					
計 画	専門的な技術をもつ人材を育成するために、点訳（点字）や音訳（声の広報）についての講座の開催を検討します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討	➡	➡	実施	➡	➡



目 標	Ⅲ－３ 市民を対象とした各種講座・講習会の開催					
内 容	(3) 地域福祉の担い手の育成					
現 状	<p>一般市民を対象とした地域福祉の担い手の育成・養成は実施していません。</p> <p>行政や本会、民生委員児童委員や母子福祉協力員等制度に基づくボランティアだけでは地域における諸課題に対応できなくなるおそれがあり、地域福祉の担い手を養成する必要があります。</p>					
計 画	<p>地域福祉の担い手を養成するため、千葉県社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉の担い手）育成研修をはじめとして、各種研修会の開催を検討します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	検討	➡	開催検討	➡	➡	➡



IV. 市民に顔が見える取り組み

1 相談機能の充実

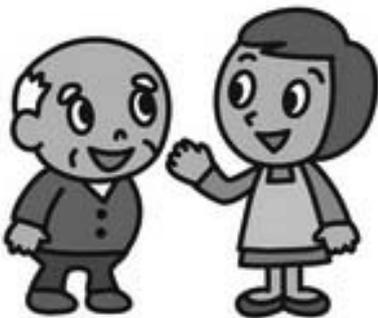
- (1) 個々の生活課題による相談に的確に応じることが出来るよう、相談機関としての体制を強化します。
- (2) かとり広域後見支援センターの機能を充実します。
- (3) 心配ごと相談所の見直しを図ります。

2 会員制度・寄附制度の充実

- (1) 賛助会員・法人会員の増強を図ります。
- (2) 寄附金の増強を図ります。

3 広報啓発活動の充実

- (1) 市民に社会福祉協議会への関心を高め、広く活動をPRするため、社会福祉協議会のイメージキャラクターを公募し啓発活動に利用します。
- (2) ①広報紙「社協かとり」及び②ホームページの内容等の見直しを図り、情報量を増やし市民が必要な情報を得られるようにします。
- (3) 介護保険事業の広報、PRにつとめ利用者の増加を図ります。



目 標	Ⅳ－１ 相談機能の充実					
内 容	(１) 相談機関としての体制強化					
現 状	相談機関として相談者の生活上の相談に応じ、本会で解決できる課題については迅速に対応し、本会で解決困難なケースについては他の関係機関へつなぎ、相談者の福祉向上に向けた支援を行っています。					
計 画	相談機能の充実として担当職員の専門性を高めるとともに、他の相談機関との連携を更に強化します。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	体制強化					

目 標	Ⅳ－１ 相談機能の充実					
内 容	(２) かとり広域後見支援センターの機能の充実					
現 状	<p>平成21年度より日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を行う基幹的社協として千葉県社会福祉協議会より「かとり広域後見支援センター」を受託しています。</p> <p>センター長及び専門員2名を配置していますが、それぞれが業務を兼務しているため専任で業務にあたるのが困難な状況です。</p> <p>利用者数が伸び悩んでいるため、管内において広報・PR活動を積極的に行っていく必要があります。</p> <p>○管轄範囲 香取市及び香取郡（神崎町・多古町・東庄町）</p>					
計 画	<p>民生委員児童委員等地域で活動する社会福祉関係者への広報・PR活動を行います。</p> <p>居宅介護支援事業者等を通じてニーズの掘り起こしを行います。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	広報・周知					

目 標	Ⅳ－１ 相談機能の充実					
内 容	(3) 心配ごと相談所の見直し					
現 状	<p>月1回、本所において「香取市心配ごと相談所」を開設し、相談業務を行っています。</p> <p>相談員は民生委員児童委員や学識経験者となっています。</p> <p>相談者の減少が課題となっています。</p>					
計 画	事業について広くPRするとともに、相談員の質の向上を図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	広報・周知					

目 標	Ⅳ－２ 会員制度・寄附制度の充実					
内 容	(1) 賛助会員・法人会員の増強					
現 状	<p>本会の活動に賛同いただいている個人・団体については賛助会員として、法人・事業所については法人会員としてご支援・ご協力をいただいています。</p> <p>○賛助会員 12人 10団体</p> <p>○法人会員 130法人・事業所</p> <p>本会が地域福祉事業を推進するうえで、貴重な民間財源である会費は社会状況・経済状況等の影響を受け年々減少傾向にあり、今後これらを財源として活用している事業の実施が困難になるおそれがあります。</p>					
計 画	<p>賛助会員と法人会員の増強を図ります。</p> <p>賛助会員・法人会員について会員の許可を得たうえで、広報紙やホームページに掲載します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	周知・募集					

目 標	Ⅳ－２ 会員制度・寄附制度の充実					
内 容	(２) 寄附金の増強					
現 状	<p>本会が地域福祉事業を実施する上での貴重な民間財源の一つである寄附金ですが、経済状況等の影響が大きく年々減少傾向にあり安定した財源ではありません。 今後これらを財源として活用している事業の実施が困難になるおそれがあります。</p>					
計 画	<p>広く寄附を募る環境を整備します。 身近な寄附文化である「募金」を有効に活用するために、新たに募金箱を作成し、設置協力店を募集します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	周知・募集	➡	➡	➡	➡	➡

目 標	Ⅳ－３ 広報啓発活動の充実					
内 容	(１) イメージキャラクターの作成					
現 状	<p>広報紙「社協かとり」の発行やホームページを開設し市民に対し広報活動を行っていますが、市民の本会に対する認知度はまだ十分ではありません。</p>					
計 画	<p>本会の活動を広く市民等へPRし、関心をもってもらうことを目的に、イメージキャラクターを作成し印刷物等に利用することによって、広報啓発活動に活用します。</p>					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	募集・作成	活用	➡	➡	➡	➡



目 標	Ⅳ－３ 広報啓発活動の充実					
内 容	(2)－①「社協かとり」の見直し					
現 状	<p>広報紙「社協かとり」を年4回発行し、市内全戸配布を行い活動状況等についてお知らせをしています。</p> <p>発行時期に偏りがあり、掲載内容がマンネリ化しています。</p> <p>○社協かとり 発行時期 年4回（7月・9月・1月・3月） 発行部数 約32,000部 配布方法 新聞折り込みまたは市広報と併せて直接送付</p>					
計 画	広報委員会において発行時期や掲載内容について見直し・検討を行います。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	見直し・検討	実施【完了】	—	—	—	—

目 標	Ⅳ－３ 広報啓発活動の充実					
内 容	(2)－②ホームページにおける掲載内容の充実					
現 状	平成21年12月にホームページを開設し、本会が実施している各種事業について紹介をしています。					
計 画	掲載内容について見直し・検討を行います。 内容を随時更新し充実させ、市民等が必要な情報を入手できるよう努めます。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	見直し	充実	➡	➡	➡	➡

目 標	IV-3 広報啓発活動の充実					
内 容	(3) 介護保険事業のPR					
現 状	<p>本会では介護保険事業所として各種介護保険事業を実施していますが、利用者数が伸び悩んでいる事業があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護事業（ヘルパーの派遣） <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問介護事業 ○居宅生活支援事業（ケアマネジャーによるケアプランの作成） ○訪問入浴事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴事業 ○紙オムツ給付事業（香取市委託事業） 					
計 画	介護保険事業について積極的にPRし利用者の拡大を図ります。					
期 間	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	広報・周知	➡	➡	➡	➡	➡



資 料 編

○事務・事業一覧

香取市社会福祉協議会実施事務・事業一覧

平成24年4月現在

◆法人運営に関する事務・事業

○総務関係

事務・事業名	事務・事業名
会計・経理事務	人事・労務管理
予算・決算事務	固定資産管理

○会議等

事務・事業名	事務・事業名
理事会・評議員会の開催	監事監査の実施
正副会長会議の開催	県による指導監査の受け入れ
専門委員会の開催	

○広報啓発活動

事務・事業名	事務・事業名
広報紙「社協かとり」の発行	香取市社会福祉大会の開催
ホームページの管理・運営	

○基金の運営

事務・事業名
香取市地域ぐるみ福祉振興基金の運営

○その他

事務・事業名
香取市やその他団体の各種会議・委員会等の構成員として参画

◆地域福祉に関する事業

○高齢者福祉活動

事業名	事業名
老人週間の実施	高齢者スポーツ交流会
男の料理教室〔おじいちゃんの料理教室〕	ふれあいまつり高齢者招待
ふれあい生きいきサロン	中学生と高齢者のスポーツ交流会
ゆうあい訪問	

【受託事業】

事業名	備考
給食サービス事業	香取市委託事業
外出支援サービス事業	香取市委託事業
生きがい活動支援通所事業	香取市委託事業
紙オムツ給付事業	香取市委託事業
高齢者家族介護用品支給事業	香取市委託事業
要介護認定調査事業	香取市委託事業
生活管理指導員派遣事業	香取市委託事業

○障害者福祉活動

事業名	事業名
ふれあい(障害者)スポーツ大会	声の広報
初級手話講習会	

【受託事業】

事業名	備考
【再掲】外出支援サービス事業	香取市委託事業
ホームヘルプサービス事業	香取市委託事業
障害者紙オムツ給付事業	香取市委託事業

○児童福祉活動

事業名	事業名
児童福祉週間の実施	子どもの遊び場設置
福祉教育出張授業	中学生体験ボランティア
社会体験学習の受け入れ	【再掲】中学生と高齢者のスポーツ交流会

○その他の福祉活動

事業名	事業名
【再掲】広報紙「社協かとり」の発行	【再掲】香取市社会福祉大会の開催
【再掲】ホームページの管理・運営	ボランティア保険の加入受付
心配ごと相談所事業	日常生活用具貸出事業
小口資金貸付事業	実習生の受け入れ(社会福祉士)
法外援護【行旅人旅費・災害見舞金】	お元気ですか事業
ボランティア合同視察研修	年越しそば配布事業

【受託事業】

事業名	備考
仮設住宅生活支援アドバイザー派遣事業	千葉県委託事業
かとり広域後見支援センター	千葉県社会福祉協議会委託事業

生活福祉資金貸付事業	千葉県社会福祉協議会委託事業
高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金(老障資金)	千葉県社会福祉協議会委託事業
臨時特例つなぎ資金貸付事業	千葉県社会福祉協議会委託事業

◆在宅福祉に関する事業

事業名	事業名
指定訪問介護事業	指定訪問入浴事業
指定予防訪問介護事業	指定予防訪問入浴事業
指定居宅介護支援事業	実習生の受け入れ(介護福祉士・ホームヘルパー)

【受託事業】

事業名	備考
【再掲】紙オムツ給付事業	香取市委託事業
【再掲】高齢者家族介護用品支給事業	香取市委託事業
【再掲】要介護認定調査事業	香取市委託事業
【再掲】生活管理指導員派遣事業	香取市委託事業
介護予防支援業務	香取市委託事業
【再掲】ホームヘルプサービス事業	香取市委託事業
【再掲】障害者紙オムツ給付事業	香取市委託事業

◆社会福祉関係団体事務業務

団体名	団体名
千葉県共同募金会香取市支会	香取市ボランティア連絡協議会

【補助事業・受託事業】

団体名	備考
香取市高齢者クラブ連合会	香取市補助事業
香取市高齢者クラブ支部	香取市補助事業
香取地区老人クラブ連合会	香取地区老人クラブ連合会委託事業

◆施設等管理業務

施設等名称	備考
小見川社会福祉センター	香取市委託事業・指定管理者
シニア健康プラザ	香取市委託事業
栗山川ふれあいの里公園	香取市委託事業
平成の森公園	香取市委託事業
栗源公民館代替施設	香取市委託事業
栗源循環ワゴン運行事業	香取市委託事業

○策定委員会要綱

社会福祉法人香取市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的等)

第1条 社会福祉法人香取市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社協が地域福祉活動を実践していく上での方針となる香取市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、香取市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる所掌を行うものとする。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の立案に関すること
- (3) その他活動計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は12名以内とし、別表に掲げる区分より、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は活動計画の策定までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 活動計画策定後、計画実施年度の満了等により新たな活動計画を策定するときは、新たに委員を委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協本所事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し平成24年4月1日から適用する。

(平成24年6月15日施行)

別表

	選 出 区 分	人 数
1	地区社会福祉協議会	4 名
2	民生委員児童委員協議会	1 名
3	母子福祉協力員協議会	1 名
4	自治会連合会	1 名
5	ボランティア連絡協議会	1 名
6	高齢者クラブ連合会	1 名
7	社会福祉施設	1 名
8	行政機関の職員	1 名
9	社協役員	1 名

○策定委員名簿

香取市地域福祉活動計画策定委員名簿

氏名	選出区分	選出団体・役職	備考
山崎 日出明	地区社会福祉協議会	新宿地区社会福祉協議会・会長	
小川 剛	地区社会福祉協議会	小見川北地区社会福祉協議会・会長	副委員長
多田 茂夫	地区社会福祉協議会	府馬小学区地区社会福祉協議会・会長	
本宮 敏雄	地区社会福祉協議会	高萩地区社会福祉協議会・代表	
高橋 新一郎	民生委員児童委員協議会	香取市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
蜷川 三代個	母子福祉協力員協議会	香取市母子福祉協力員協議会・会長	
小野 克美	自治会連合会	香取市自治会連合会・副会長	
額賀 勉	ボランティア連絡協議会	香取市ボランティア連絡協議会・会長	
菅谷 長藏	高齢者クラブ連合会	香取市高齢者クラブ連合会・会長	
高木 美枝子	社会福祉施設	社会福祉法人口ザリオの聖母会 佐原聖家族園・施設長	
福水 睦夫	行政機関の職員	香取市市民福祉部社会福祉課・課長	
牧野内 正美	社協役員	香取市社会福祉協議会・副会長	委員長

任 期：平成24年7月5日から地域福祉活動計画の策定まで

○計画策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
平成24年7月5日	第1回 策定委員会	協議事項 ①委員長・副委員長の選任 ②計画の原案について
平成24年10月26日	第2回 策定委員会	報告事項 ①パブリックコメントの実施について 協議事項 ①パブリックコメント案について
平成24年11月15日～ 平成24年12月14日	パブリックコメント実施	
平成25年2月5日	パブリックコメントの実施 結果を策定委員へ報告	

香取市地域福祉活動計画

編集・発行：社会福祉法人香取市社会福祉協議会

〒287-0001 千葉県香取市佐原口2 1 1 6番地1

電話 0478-54-4410

FAX 0478-54-4797

URL <http://www.katorishakyo.jp>

E-mail kashakyo@zb.wakwak.com